



滋賀県版No.368

2024・9・15

治安維持法犠牲者
国家賠償要求同盟
〒113-0034
東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター・
全労連会館

発行
滋賀県本部
大津市竜が丘11-22-316
Tel.090-4035-3380
袖口 延

楽しく前進できる活動、学びつつつ行動を

県本部会長 橋本健

7月7日七夕の日に国賠同盟滋

賀県本部は第36回総会を開催しました。最初に額瀨厚さんの記念講演「歴史を問い直すことの意味」侵略戦争・植民地支配・今にどう活かすか」を聞きました。講演後に県本部総会を開催し、2023年度活動の報告と会計決算、2024年度の活動方針と予算（案）が提案され、全会一致で承認されました。

次期役員選任では、永年中心になって活動されてきた、島田耕会長、西田清副会長が退任されて顧問に就任、次期会長に、私・橋本が選出されました。役員一同力を合わせて、活動推進に当たってい

きたいと思っています。

活動推進に当たっては、①各支部の活動強化 ②東近江支部の確立と活動強化の取組 ③楽しく前進できる活動・学びつつつ行動をと三つの提起を行いました。

支部のあるところでは、同盟の中心的な活動である国会請願署名（黄色い署名）が年々漸進的に展開されてきています。昨年の甲賀湖南支部の建設で会員増となった経験に学び、今年は東近江支部の建設で会員と署名の推進を行うことが提起されました。

東近江市に8人、日野町に4人の会員がおられますが、支部設立の会議を開いて頂き、会員拡大と署名推

9月1日現在

会員 346人
(目標400人)
個人署名
(目標5,000筆)
55筆
団体署名
(目標150筆)

進について相談したいと思い、早速9月28日に開催することになりました。東近江市も活動家の多いところであり、日野町も含めて湖東に大きな支部の建設を展望できることは県同盟発展の大きな前進になります。是非とも会員のみさんの協力を得て成功させたいと思っています。

私事ですが、東近江市の方々には町議選など選挙のたびに多くのご支援をいただきました。その関係もあり、幾人もの方々を存じ上げており、支部建設と今後の活動にお力をお借りしたいと思っています。全県的な視野に欠けるところもあると思いますが、県同盟役員や各支部のご協力を得ながら与えられた責めを果たす所存です。皆さん、どうかよろしくお願いいたします。

ワンデーシアの案内

近江天保一揆史蹟めぐり

*10月7日(月) 10時出発〜15時に草津駅帰着予定

*JR草津駅西口9時45分集合
10時 出発

*参加費(マイク robes 代・諸費用) 3500円

見学後近くのレストランで昼食交流します(昼食代は自弁)
草津駅からマイク robes 車で巡ります

矢川神社(甲南駅近く) ↓ 天保義民メモリアルパーク ↓ 別れの一本松(江戸送りとなった要人たちの別れの地) ↓ 天保義民の碑(一揆から50年後の1895年建立)などを巡ります
↓ 昼食交流

参加ご希望の方は、9月末までに申込みをお願いします。各支部または女性部世話人の秋野久子(湖北)・滝すみ江(彦根愛犬)・古谷道代・菅沼満子(大津)・山梶麻喜子(近江八幡)までお願いします。

支部だより

彦根愛犬支部

彦根・愛知・犬上支部は、8月2日、豊郷町隣保館で、2024年度(第11回)支部総会を開きました。総会の参加者は、支部会員の3分の1にあたる15人、県本部から2名の17人でした。

総会は、議案審議に先立ち「今、改めて反戦・平和のために戦った久木興治郎に学ぶ」のテーマで、同盟顧問の西田清さんのお話を聞きました。西田さんは、冒頭に「歴史は学び伝える事が大事」と強調され、久木興治郎の「生きざま」について話されました。久木興治郎は、1928年3月15日の共産党大弾圧で検挙され、治安維持法違反で懲役5年の判決を受け、高松刑務所、滋賀刑務所で服役しましたが、獄中5年間、一言も口を開かず黙秘を貫き、抗議し続けました。

議案審議は、①私たちを取り巻く

情勢と課題、②一年間の総括と活動方針、③会計報告、④役員選出

についての報告、提案が行われました。情勢では、安保3文書(国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画)の具体化の一環として、陸海空の3自衛隊を一元的に指揮する「総合作戦司令部の設置」(事実上の戦争指導機関、戦前の大本営の復活)で、まずまず「戦争をする国」づくりが進行されていますが安保3文書は、戦前の「帝国国防方針」の再来であることも明らかにされました。

活動方針では、①国賠署名の目標を500筆にすること、②当面、50名の支部(現在の会員は43名)を作るなどが提案されました。国賠署名の推進については

「この数年、署名目標が達成できませんでしたが、すべての会員に何度も手紙を送り、1800筆の目標を達成した大津支部の活動に学び、すべての会員が署名活動に取り組めるように工夫する」ことが提案され、総会資料に署名用紙

と返信封筒を入れられました。

会員の拡大については「まず会員のみなさんの周りの人に声をかけよう」と訴えました。

「治安維持法の犠牲者を顕彰する活動」では西田さんから「階級的労働運動を指導した彦根の沢勘四郎の掘り起こしをお願いしたい」と発言がありました。

また「国賠の存在を広く知らせる活動」として、①9月29日に、「福田村事件」の映画を上映すること、②秋に「久木興治郎 顕彰のつどい」を他団体によびかけ共催・協賛で開くなどを決めました。協賛で開くなどを決めました。が、議案審議では、8人が発言し、和やかな中にも充実した総会になりました。

(鈴木勉市 事務局長)

大津支部

8月10日大津支部の支部総会を開催しました。第1部では、「自由はこうして奪われた」NHK・ETV特集のDVDの上映会を実施。そのあと第2部として総会を開催しました。総会には27人が参

加。前年度活動報告と財政報告、その後2024年度活動方針の提案がありました。討論では、「中央のテキスト『治安維持法とは何か』を普及すると同時に、学習会を組織することが必要」「治安維持法の問題は現代の問題」「若者へのアプローチが必要」「戦争と民族差別・蔑視はセットになっている」など活発な討論となりました。国賠署名の取組では前年実績は国賠署名1857筆。

2024年度は個人署名の目標2000筆とし、会員目標は150人を目指すことを確認しました。2024年度大津支部の役員

支部長・松尾隆司 副支部長・立道秀彦/相川保史(新) 事務局長・菅沼満佐子(新)

(事務局長 菅沼満佐子)



島山沙智子(大津支部)

県本部会長の退任にあたって

島田耕

杣口、古谷と島田と橋本さんが参加予定だった。ところが私は5月から

7月7日、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟滋賀県本部の総会を開き、私は会長職を外してもらった。

県本部の確立以来、十数年にわたり川端さんが会長、私が副会長の一人として西田さんと行動を共にしてきた。2018年の県本部の総会が近くなって、川端さんが健康を損ない、会長を降りることになった。次は誰に会長になるかということで、私が受けることになった。

川端、西田、島田は年齢が近かったが、川端さんとは2年、西田さんとは1年、私が年長であったが、三役と幹事会の意向で私が引き継ぐことになった。日本の革新を切望する点で、年齢は関係なく、会員のみなさんに支えてもらい、大役を務めさせてもらった。

この同盟は二年に一度全国大会があり、出席する人数は、会員数で定められていた。当初は西田事務局長一人、会員数が増え、今年には西田、

体調を崩し、参加できなかつた。6月の始めから、私の主治医のふくた先生のもとで調べてもらった。先生の紹介で大津日赤に通い、胃に変調が見つかった。

私自身の健康のこと、そして西田、島田が90歳を超えていることから県本部の体制を検討した。そして西田、島田が退き新たな県本部は橋本健新会長のもと活動が始まった。振り返ると新しい支部の設立に立ち会うこともでき、会員の拡大も皆さんの不転の強い心で拡大目標に接近している。

私は映画の道を七十年余り歩き、この数年は劇映画「わが青春つぎるとも」の上映運動では県内の十三団体と力を合わせ、映画運動の新しい到達点を見せてもらった。

この夏、病院で健康の回復に

努め、皆さんとの再会を心待ちにしているところです。ありがとうございます。

(県本部 顧問)

私の「人間学」の師匠

田中昌人先生と

田中杉恵先生

西田清

バラリンピックが連日、報道されている。9月2日の『朝日新聞』に、車いすバスケットボール代表のスフィアヌ・メイアウイ選手(40)が「私たちは障害者であり、普通の人だと思われたい。スパーヒーローでなくアスリートとして、スポーツで成果を上げる私たちを見てほしい」とSNSで語ったという記事を見て、大いに共鳴した。そして田中昌人さん(京大教授)と夫人の田中杉恵さん(大津市発達相談員のち滋賀大学教授)を思い出した。昌人先生は一九三三年一月生まれ、私はその年の十一月生まれで、年齢の上

で近しかったが、先生の偉ぶらない話しぶりが、いっそう私を先生に近づけることになった。

ちなみに私が一九六〇年代に近江学園に出入りするようになったきっかけは糸賀一雄先生(園長)が、ソビエトの出版物を持ってくよう命じられたからである。私は糸賀先生がどれほど偉い人か知らなかつたから、ずかずかと先生の部屋を訪れたのだが、糸賀先生は対等に対応してくださった。これは偉い人だと思った。糸賀先生の講演記録『愛と共感の教育』は、いまも手元にある。その著作で糸賀先生は、障害児について「この子らに世の光を」でなく、「この子らこそ『世の光』であり、『世の光』たらしめるべく、私たちは努力しなければならぬ」という宮城県相馬先生を肯定的に紹介しておられる。それは糸賀先生の考えであり、近江学園の理念であったと思う。

(7頁につづく)

治安維持法体制下での抵抗の群像・滋賀⑬

「作文教育が罪にされた時代」

高田直樹

三浦綾子の小説『銃口』（94年）は北海道綴方教育連盟事件を題材にした長編小説です。この事件で検挙された56名の教員の中には、小説のモデルとなった人をはじめ滋賀県ゆかりの人が4名います。

【北海道綴方教育連盟事件とは】
35年1月、東北の教員有志が「北日本国語教育連盟」を結成、

農村の子どもたちに自分の暮らしを偽らずに率直に作文に書かせることで心を育てる綴方教育を提唱し、この運動は全国に広がりました。釧路の坂本亮が「北海道でも綴方教育の研究集団を作ろう」と呼びかけ、35年8月道内の教員有志16名が札幌に集まり、北海道綴方教育連盟を設立しました。連盟は『同人通信』や機関紙を発行し、情報交換を行うとともに研修会も開催しました。

40年2月に綴方教育に取り組む

あった。」

この小川文武さんをはじめ4名の滋賀県関係者を紹介します。

【小川 文武】（おがわ ふみたけ）

本籍は滋賀県。旭川師範卒。稚内尋常小学校に勤務。児童文集『町の子』、綴り方文話「生活勉強」を発行。41年1月9日当直の夜に検挙、当時26歳。独房での拘禁は数カ月に及ぶ。小説『銃口』の中で、検挙から拷問、拘禁生活の場面は小川の証言に基づいて書かれたものと思われる。41年12月21日釧路地裁で「コミンテルン竝党目遂」で起訴猶予となる。特高に見張られる保護観察処分とされ、教員免許もはく奪された。

戦後、教職に復帰し64年から北海道紋別郡の西興部小学校校長を務めた。88年頃旭川神居町の自宅に三浦綾子が取材のため訪問し、その後も手紙でやり取りした。『銃口』が出版された4年後に84歳で死去した。死去の際、「朝日」

「毎日」「北海道新聞」「北海タイムス」は一律に「小説『銃口』のモデル、小川文武さん死去」を報

じた。（佐藤将寛「三浦綾子最後の小説『銃口』を読む―綴方事件とそのモデルたち」）

【北川 三郎】

10年滋賀県生まれ。30年3月旭川師範卒。狩太町（現・ニセコ町）狩太尋常高等小学校に勤務。35年8月北海道綴方教育連盟に参加。41年1月10日検挙。起訴を免れる。その後、狩太国民学校に復職。47年4月狩太中学校に転勤。その後狩太町の桂中学、京極村（現・京極町）の京極中学に勤務。

【平山 敏雄】

本籍滋賀県。札幌師範卒。岩見沢市北本町尋常小学校勤務。文集『同心』発行。41年1月10日「北海道綴方教育連盟事件」で検挙。当時29歳。41年12月10日、札幌地裁検事局で「コミンテルン竝党目遂」で起訴猶予処分。

【徳田 保】

本籍滋賀県。札幌師範卒。留萌『郡留萌尋常小学校勤務。文集『赤い燈台』発行。41年1月10日「北海道綴方教育連盟事件」で検挙。当時29歳。処分不明。

滋賀県内の教育運動

30年創設の新興教育研究所の機関誌『新興教育』（33年6月号まで発行）の読者が滋賀県にもいました。小山秀吉さんです。35年発行の『生活学校』の「必読会員」でもありました。『日本教育運動史3―戦時下の教育運動』には、「『生活学校』を支えた実践家」として全国300余名の名簿の中に「（滋賀）小山秀吉」の名前があります。

【小山 秀吉】

1897年1月23日滋賀県愛知郡東押立村大字平柳93番屋敷で生まれる。17年3月滋賀師範学校本科第一部卒。西押立小学校（現・東近江市湖東第二小学校）の訓導を最初に、愛知郡内の小学校訓導を勤める。

戦後は西小椋小学校（現・東近江市愛東南小学校）の校長を勤めた。47年4月の県議選に無所属で立候補したが落選。同年9月7日日本農民組合東押立村委員会を結成（組合員約200名）。50年3月、東押立村の農民や自営業者ら

200人が彦根駅を出発し、税務署で抗議をした後、地方事務所に向かつてデモを行った途中で、無届デモとして小山も検挙される。小山は不起訴。82年京都市で死亡。（『眞実の歴史を21世紀に』）

【中野 たね】

愛知高等女学校卒。大阪で新興仏教青年同盟に加わって活動。27年豊岡小学校（現・愛知川東小学校）に赴任。雑誌『新興教育』の読者。（※中野たねの教え子だった泉同盟元会長の小嶋昭道氏のメモによる。同メモに依れば甲賀郡にも『新興教育』の読者がいた。）

言語運動への弾圧

「ローマ字化運動」にも弾圧が加えられました。斎藤秀一が発行する雑誌『文字と言語』（34年9月〜38年5月まで刊行）の「国語国字ローマ字化運動」は、「マルクス主義言語理論に立脚せる、いわゆる無産階級解放運動の一翼たるの任務を持つプロレタリア文化運動の一分野としての国語国字のローマ字化運動なる」と判明せり」（『特高月報』39年4

月分）として、38年11月に斎藤を検挙、その後全国の『文字と言語』読者は次々検挙され、取り調べられました。斎藤は秋田刑務所に服役中に病気が悪化し、40年9月32歳で亡くなりました。

【世羅 琢磨】（せら たくま）

岡山県出身、1899年生まれ。東京帝大卒。東北帝大助教、彦根高商教授（法学）。

『彦根高商論叢』に「国家の近代的政治目標」などを寄稿。

『特高月報』39年4月分に、雑誌『文字と言語』の読者として掲載されており、ローマ字化運動をすすめたことが問われた。住所は彦根市本町1丁目。

戦後は、51年の県議選に彦根から立候補し当選。62年まで3期県議を務める。所属は無所属→新政クラブ→自民党と変わった。55年保守合同による自民党結党時の初代党彦根支部長。滋賀日日新聞創立代表取締役。彦根ライオンズクラブ創立会長。弁護士。「ローマ字日本語の

会 会長などを歴任し、94年死去。

三浦綾子が遺した言葉

三浦綾子は、昭和の戦争が戦場だけではなく銃後も巻き込んだ戦争であることを見据えて、こう述べています。

「『銃口』というと、戦場で火を噴く『銃口』もあるけれども、それだけではない。あなたにも私にも、『銃口』がいろいろなところから向けられているんですよ。横から前から後ろからもね。目に見える形もあるし、見えない形もある。思想統制というのはまさにそうなんです。」（『三浦綾子対話集1』旬報社）

映画「福田村事件」上映会

とき：9月29日（日）①10時～②

13時～③16時～④18時30分～

場所：彦根共同法律事務所（彦根市旭町田中ビル2階・彦根駅徒歩5分）

★入場無料

主催：国賠同盟彦根愛犬支部、国民救援会彦根犬上支部

滋賀と朝鮮 102

帰国運動と帰国事業④

河かおる

昨年の9月、国賠同盟滋賀県本部主催で関東大震災100年の節目で虐殺について講演をさせていただいてから早くも1年が過ぎました。歴代都知事の中で唯一、虐殺への追悼を拒否している小池都知事は、今年も追悼文を送りませんでした。しかし直前の都知事選でも虐殺への追悼が一つの 이슈となるなど、小池都知事の歴史否定の態度が、逆に歴史に目を向ける人を増やす「効果」をもたらしているようにも見えます。

さて、まだ帰国事業の前史についてもまだ論点は残っていると思いますが、先に進みたいと思います。と言いつつ、今回は、係争中の帰国事業に関する裁判について書きます。というのも、京都新聞滋賀版からとった帰国事業関係の

記事のコピーが行方不明になってしまい、それを見つけてから事業の展開については書きたいと思ひまして(すみません)。

帰国事業の裁判は6年前から行われていますが、私は恥ずかしながらこの連載の①を書くときに新聞を検索して知りました。いくつかの記事を参考に、裁判の概要をまとめます。便宜上、直接引用の場合以外は出典を省略しました。なお、直接引用の場合を除き、朝鮮民主主義人民共和国のこととは「北朝鮮」ではなく「朝鮮」と書きます。

裁判の原告は、1960～1972年に帰国事業で朝鮮に帰国した後、2001～2003年に「脱北」して今は日本に暮らす5人です(うち2人が既に逝去)。「地上の楽園」などと宣伝された帰国事業で移住し、人権が抑圧さ

れた過酷な生活を強いられたとして、2018年8月、東京地裁で朝鮮政府に対して計5億円の損害賠償を訴えました。

朝鮮側は裁判に応じず、出延も書面提出もしませんでした。そこで裁判所が訴状などを裁判所の掲示板に書類を一定期間張り出すことで被告側に届いたとみなす「公示送達」が行われました。2022年3月、一審の東京地裁は原告の訴えを却下。原告は控訴し、2023年10月、東京高裁は一審判決を取り消し、審理を地裁に差し戻しました(いざれも理由は後述)。今は東京地裁で審理の再開を待っている状況です。高裁判決を受け、原告の弁護団は「外国政府の人権侵害を日本の裁判所で責任追及する可能性を開いた」とし、差し戻し審で賠償が認められれば

「日本国内にある北朝鮮の財産の差し押さえを検討したい」と述べているとのこと(朝日新聞2023年10月30日)。

この裁判は、日本の裁判所で朝鮮政府が被告となっていますが、国家には他国の裁判権が及ばないとする国

際法上の「主権免除」原則がどう扱われるかが一つの焦点でした。しかし地裁、高裁とも、日本政府が未承認である朝鮮には、主権免除は適用されないという判断をし、地裁での却下は別の理由でした。朝鮮は国連に加盟しており、多くの国が承認している主権国家なのに主権を認めないとは驚きでした。

地裁は、原告が提出した旧ソ連の外交文書を用いた最新の研究成果を取り入れ、帰国事業への勧誘について朝鮮政府の関与を認め「北朝鮮は朝鮮総連とともに、または朝鮮総連を通じて、主体的に帰国事業を推進した」との事実認定はしました。その上で、争点を①原告らを虚偽の宣伝で帰国事業に誘った「勧誘行為」と、②原告を北朝鮮から出国させなかった「留置行為」の二つに分け、①は除斥期間(20年)が経過したので請求できないとし、②は国外の行為で日本の裁判所に管轄権はないと判断しました。一方で、高裁は、①と②は「一つの継続的な不

「法行為」であると評価し、法益侵害は当初は日本で発生しているため、管轄権は日本にあり、地裁でもう一度審理すべきだと判断しました。

です。

この裁判を知ったとき、日本軍「慰安婦」裁判と似ているとすぐにも、除外期間で損害賠償を認めないのは、日本の裁判所での戦後補償裁判はほぼ全て同じです。また、韓国の裁判所で日本政府が被告となった裁判とはもっと似ていません。被告政府が裁判に応じず「公示送達」がなされたこと、裁判での主な争点が主権免除、除外期間、裁判の管轄権（不法行為がどこで行われたか）の壁であること、判決後に損害賠償に応じない場合の財産差押えがあるかどうか、何から何まで相似形です。ただ、婦国事業の結果生じた人権侵害の責任を朝鮮政府にだけ帰することはできないだろうという点で、日本政府に全面的に責任がある日本軍「慰安婦」問題とは異なるということとは指摘しておきたい

日本軍「慰安婦」裁判で、主権免除の壁を超えて、ソウル中央地裁が原告勝訴の判決を出したのは2021年1月。日本中が、韓国の裁判所は主権免除の原理も知らないのか、国際法違反だ、と決めつけるような世論になりました（滋賀県議会は非難決議までしました）。同趣旨の判決が2023年11月にソウル高裁で出た後も同様でした。しかしそのわずか3週間前の2023年10月に出た婦国事業裁判での東京高裁判決が、同様の争点を乗り越えて出されたというところを、どれだけの人（政府関係者、マスコミ関係者など）が理解しているのかと疑問に思います。

婦国事業裁判の一審判決後、原告は「人権に時効があつてはいけない」と述べたそうです（NHK「証言 当事者たちの声 北朝鮮帰還事業裁判『苦しみは今も続いている』」2022年3月25日）。その通りで、国家による重大な人権侵害があれば、時効や主権免除

の壁を超えて司法的救済がなされるべきです。その判断を日本の司法がするかどうか注目します。そしてその判断は、日本政府が被告になる裁判でも同様に適用されることを求めたいです。

（滋賀県立大学准教授）

（3頁より）

糸賀先生に出会った時、学園に勤めていた森井君に出会った。森井君はその後、滋賀県の共産党の専従活動家になったが、惜しいことに若くしてぜんそくで亡くなられた。昌人先生を私に紹介してくれたのはこの森井君であった。昌人先生の理論はち密で正確であつたが、「『可逆操作の高次化における階層―段階理論』の形成過程と今後の研究課題」（京大最終講義）のように、私にはなかなか難しい論理であつた。昌人先生の通常の話も私には難しかった。その時、昌人先生の話をつまみ、杉恵先生が「翻訳」（杉恵先生の解説を、私はそう呼んでいた）して

（次号につづく）

（泉本部 顧問）

くださつて、理解するという風であつた。昌人先生はマルクス、杉恵先生はエンゲルスと、私はひそかに名付けたものだ。でも昌人先生の話がストレートに理解できたことがあつた。その一つはびわこ学園を見学した時のこと。重度の障害児を見た私は思わず昌人先生に「こんな重度の児でも発達するんですか」と聞いた。昌人先生は「発達しますよ」と即座に答えられた。「どうしてわかるんですか」と私が聞くと、昌人先生は「眼の動きを見ればわかる」と言われた。この時、私のなかで新しい「人間観」が生まれた。人間、障害があつてもなかつても等しく発達するという思想である。これは私の人間観を正し、障害を持つ人の発達を保障する社会にするこ

とが、すべての人が発達する社会になる道だと自覚した。

自由と人権・平和をわが人生に重ねて ⑳

白石道夫

共産党員人生―

常任活動家として④

「普通に働けば生活できる賃金を」、「全国一律の最低賃金・時給1500円をただちに」という声と運動が、ここ数年高まっていく。この賃上げ闘争について、私にもちよつとした経験がある。この年になってまさかと思われる出来事が起きた。坂本学区老人クラブ連合会の会長をやっている関係で、大津市の施設・坂本老人憩の家運営委員会の委員長に4年ほど前に就いた。囑託職員として2名が在籍し、月・水・金の週3日間風呂を沸かして、地域住民に提供している事業である。2名の職員の給与が滋賀県の最低賃金よりも低く、職員の要望も受けて市の担当部局と話し合った。

老人クラブの性格上、(たまたか)というよりも話し合いで解決できれば良いと考え、「滋賀の最

低賃金はいくらですか」と質問、

「896円」との答えが返ってきたところで、「市の委託事業で働く職員が最賃以下で働いているのはいかがか」と問題提起し、「担当部局として検討いただき、予算要求に反映して欲しい」と要請、担当者も了解した。後日、「引き上げる方向で予算要求します」との回答があった。それ以後、毎年最賃を少し上回る給与となった。

不十分でも今ある制度を活用して、わずかでも前進を勝ち取る、そんな取り組みも大事ではないか。政治を変えることだけでなく、働く人たちの要求実現の取組とそのために親身になって活動する日本共産党を大きくすることの大切さを様々な局面で実感している。

さて常任活動家としての活動分野で多くの経験を積んだのが選挙闘争であった。選挙対策の指導部

の一員または指導部として現地に出かけて最初にたまたかしたのは虎姫町議選だった。1960年代半ば、夏の選挙だったが、集落が担ぐ候補者を当選させるために、他候補を集落に入れない、集落住民の票が逃げないようにと、縁台を道路に並べて6〜7人が常駐してかがり火を灯す。もっぱら集落の外側から候補者カーで訴える「わが道をゆく」選挙だった。結果は50票で落選だった。

うれしい選挙、悔しい選挙、申し訳ない選挙―全部経験したように思う。うれしい選挙の代表格は、もちろん1972年12月、総選挙で瀬崎博義さんを当選させ、23年ぶりに国会議席を回復した喜びは言うまでもない。同時に、1971年統一地方選挙で西南地区委員長としてたまたかだった県議選・大津市滋賀郡区で仲川半次郎さんをトップ当選させたこと、1987年統一地方選挙で県議選・甲賀郡区で桐山ヒサ子さんを当選させたことも大きな喜びであった。

申し訳ない選挙結果となった代表例は、大津市議選で谷茂夫議員団長

を落選させたこと、びわ町議選で現職の橋本健さんを落選させたことである。谷さんも橋本さんも優れた議員であり、すばらしい候補者であっただけに、さまたげな事情はあるが責任者だった私自身も情勢判断の甘さが原因だった。谷茂夫さんの落選の際は、選挙結果を受けて私と地区選対部長だった藤崎良一さんと仲川半次郎県議が谷事務所に出かけ、集まっていた支持者の皆さんにお詫びした。お詫びだけで済まず、翌朝5時過ぎまで叱責を受けることとなった。

選挙は最高の政治戦だ。西南、大津湖西、県委員会など永年苦楽を共にしてきた今江伊三雄元県委員長は、有権者が何を求めているか、共産党と候補者の認知度はどうかなどを選挙戦の節々でつかむことの大事を強調していた。そのために第一線で活動している人たちの報告をよく聞くとともに、指導部自らも電話も活用して直接つかむ努力が必要だということも。

(大津支部)